

## 第3章 本計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

これまでの、団塊の世代が75歳に到達する2025年（令和7年）を一つの区切りとし、さらには団塊ジュニア世代が高齢期を迎える令和22（2040）年までは長期的に高齢化が進行することを見込み、中長期的な視点で地域包括ケア計画として策定し、地域包括ケアシステムの整備・実現のための取組を進めてきました。

現在、世代や分野を超えて繋がることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」が求められています。

本計画は、これまでの計画からの継続的な計画として、中長期的な介護需要の増加や、それに伴う介護職をはじめとする支え手の創出・育成の必要性を見据え、地域包括ケアシステムの一層の推進を図っていくものです。地域共生社会の実現に向け、基本理念は前計画の考えを継承し、地域包括ケアシステムの深化・推進により取組を進めていきます。

#### 基本理念

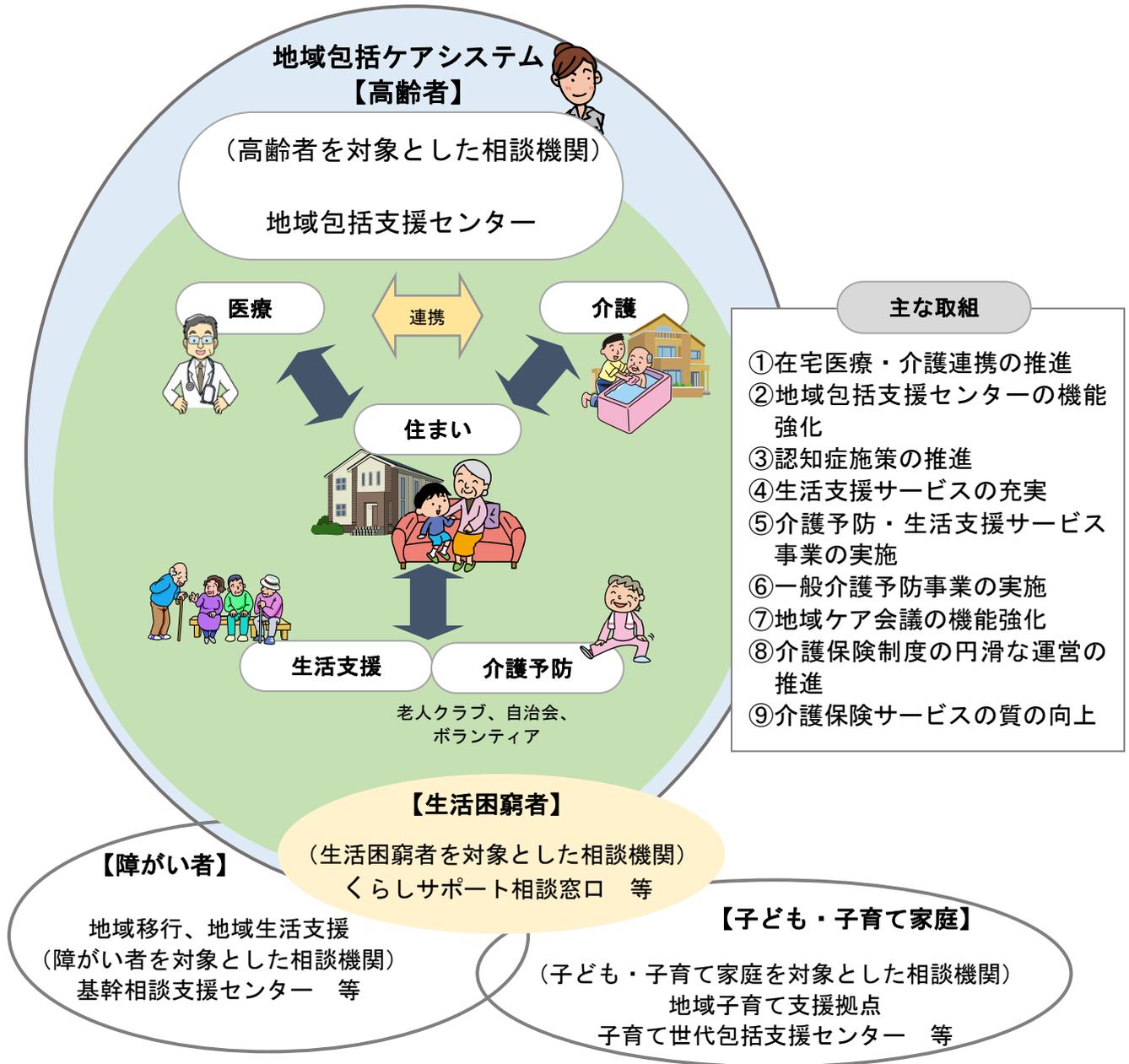
### 住み慣れた地域で支えあい 年輪をかさねるまち 加古川

今後、高齢化がさらに進むと、医療や介護が必要となる高齢者がさらに増加し、高齢者を公的なサービスだけで支えることが難しくなっていくことが予測されます。

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、健康寿命の延伸とともに、人生の最終段階において医療・介護が必要となっても、その人の状態に応じて、自分らしい毎日を過ごすことができ、さらに自宅や介護施設での看取りを希望する人には、それがかなう体制を構築していくことが必要となります。そして、その実現のためには、介護人材の確保とさらなる資質の向上が必要であるとともに、地域住民やボランティアの見守りなど、身近であたたかみのある支えあいや助けあいが重要となります。

そこで、本計画では「住み慣れた地域で支えあい 年輪をかさねるまち 加古川」を基本理念に掲げ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「地域共生社会の実現」に向けた取組を進め、高齢者ひとりひとりの幸福感（ウェルビーイング）を高めていきます。

■ 地域共生社会の実現に向けた「地域包括ケアシステムを含む包括的支援体制」のイメージ



＜地域包括ケアシステムと地域共生社会の関係＞

「地域包括ケアシステム」とは、介護が必要となっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される体制です。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

高齢者福祉施策における地域包括ケアシステムを、地域共生社会を実現するための包括的支援体制の一環と位置付けています。

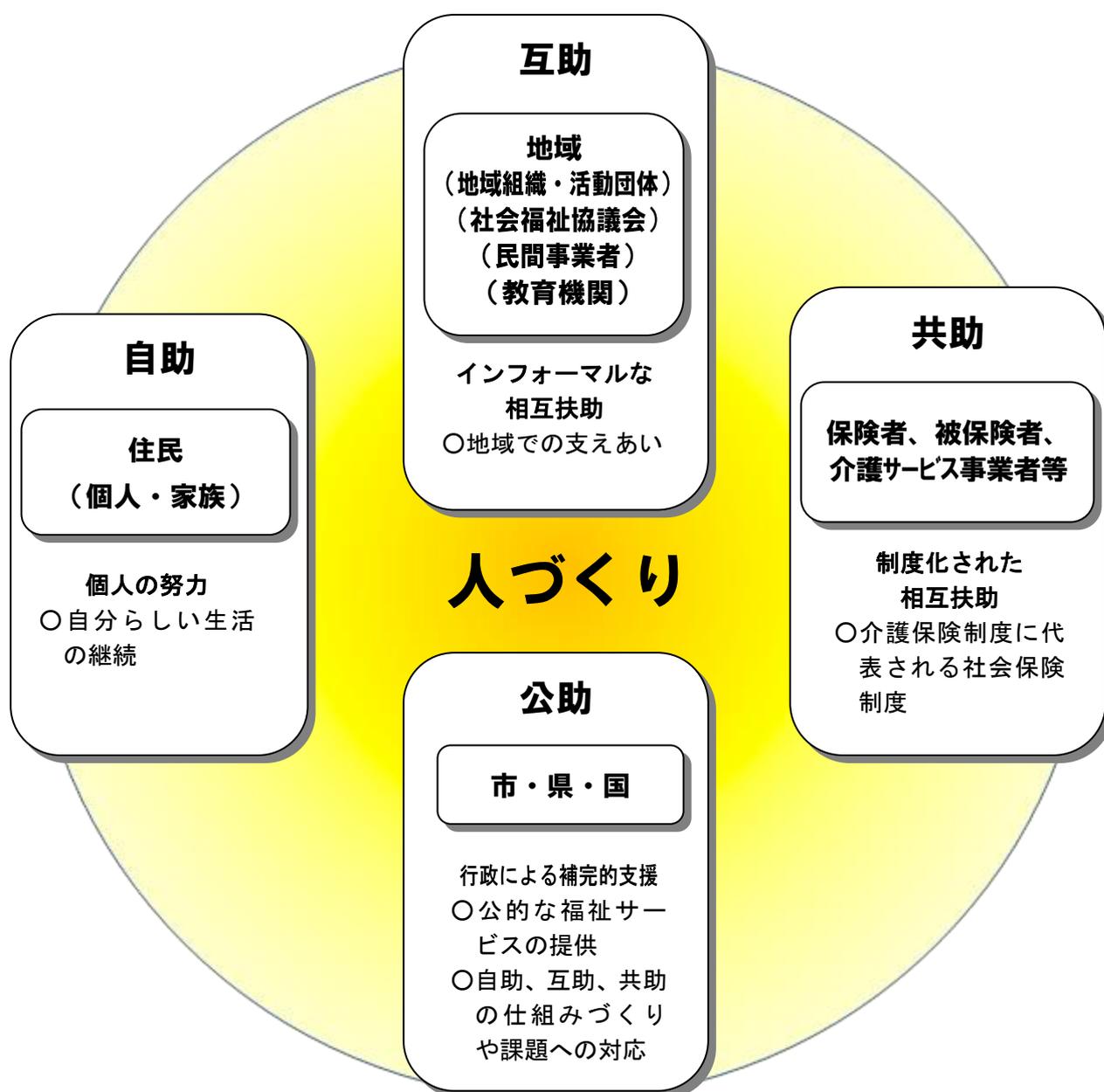
## 2. 基本目標

基本理念の実現に向け、5つの基本目標を掲げます。

「自助」「互助」「共助」「公助」の役割を明確にした目標を設定するとともに、前計画に引き続き、高齢者を取り巻く複雑・多様化した生活課題に対し、きめ細かく対応していくために、「共助」、「公助」といった公的な福祉サービスの充実及び連携の強化を図ります。これに加え、高齢者本人や家族による「自助」、地域のネットワークの再編や多様な地域資源の創出などの「互助」への支援に対しても重視していきます。

また、すべての目標をより効果的に推進していくため、地域における多様な支援の担い手の確保が重要と考え、「人づくり」を基本目標の一つとして定めます。

### ■地域包括ケアシステムにおける「自助」「互助」「共助」「公助」及び「人づくり」



## 基本目標 1 高齢者が自分らしく暮らせる地域づくり 【自助】

今後、高齢者は増加しますが、すべての高齢者が地域社会の中で自らの経験と知識を活かし培ってきた能力を社会の一員として発揮し、活躍することができる環境づくりを推進します。

生きがいを創出したり、社会的孤立を防いだりすることができるよう、就労、生涯学習、文化・スポーツ活動など地域社会への参加を促進します。生涯学習や文化・スポーツ活動などにおいては、自己完結型の活動だけではなく、活動の成果を地域で発揮する機会の提供にも取り組みます。

また、高齢者が少しでも体力低下を遅らせ、自分らしい生活を維持していけるように、「健康づくり」や「介護予防」への自発的な取組を支援します。

なお、これらの取組を進める際には、健康上の理由などで外出の難しい高齢者についても参加しやすいものとなるよう配慮します。

## 基本目標 2 高齢者を互いに支えあう地域づくり 【互助】

高齢者の多くは、住み慣れた地域での暮らしを望んでおり、高齢者福祉サービスや介護保険サービスなどの公的なサービスと併せ、地域での支えあいが重要になります。そのため、「地域共生社会の実現」に向けた考え方にに基づき、他人事を「我が事」に変える働きかけや、さまざまな地域課題を「丸ごと」受け止める場の設定を推進します。

また、住民を主体とした地域の課題解決力を高めていき、支援が必要な人に適切なサービスを提供するとともに、地域福祉活動を推進し、住み慣れた地域で、それぞれの人が持てる能力を発揮し、互いに支えあう体制づくりに取り組みます。そのために、ささえあい協議会などの地域で話し合い、情報を共有する場を強化していきます。

## 基本目標 3 介護保険事業の円滑な管理運営 【共助】

介護が必要な状態になっても、高齢者が一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じた介護サービスを受けられるよう、介護サービス基盤等の整備に継続して取り組みます。

さらに、介護保険制度が持続可能な制度として円滑に運営されるよう、介護保険制度に関する知識の普及啓発に努めるとともに、公平・公正な介護保険サービスの提供を行うため、介護給付の適正化や介護保険料の収納率向上に取り組み、介護保険制度の信頼を高めます。

## 基本目標 4 高齢者が安心して暮らせるしくみづくり 【公助】

団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年、また、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年に向け、「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「日常生活支援」の5つのサービスを一体的に提供する仕組みである地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。

複雑・多様化している高齢者の生活志向及びさまざまな健康状態にきめ細かく対応することを目指して、地域包括支援センターの機能強化、在宅医療・介護連携の推進及び認知症施策の推進・強化に取り組みます。さらに、高齢者はもとより、介護する家族への支援も充実させ、暮らしやすい環境の整備に取り組んでいきます。

また、本人の希望を尊重した人生の最終段階の過ごし方について、理解を深める取組をいっそう進めるとともに、家族や地域の人たち、医療・介護分野で働く人たちが、本人との意思の疎通を深められる仕組みづくりに努めます。さらに、「成年後見支援センター」を核として、高齢者の権利を守る取組を強化していきます。

## 基本目標 5 高齢者の明日を支える人づくり 【人づくり】

高齢期に必要な幅広い情報を提供することなどにより、本人の希望や選択に基づき、本人や家族が自ら考え、理解し、これからの生活に対しての心構えを持つことを促していきます。

また、若い世代や元気な高齢者など多様な人材や事業所が、その特性を活かしながら地域で高齢者の生活を支える担い手となれるよう、知識の啓発や支援を行っています。

さらに、介護サービス基盤等の整備を着実に進めることを目的として、介護や相談に携わる人の育成を支援します。介護の仕事には、高齢者の人生と最期まで関わり、見守り、ともに生きがいを見出していくといった魅力があるということを発信し、積極的に介護に携わる人材の確保を目指します。

### 3. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた重点取組

本計画の理念をふまえ、さらに現状の課題や基本目標から地域包括ケアシステムの取組をさらに深化・推進していくために、以下の項目を重点取組と位置付け、施策を展開します。

#### ◆人生会議（ACP）の考え方の普及

家族や信頼できる人などと繰り返し話し合い、自身の希望について共有し、たとえ本人が意思を示せなくなったときでも介護や医療の関係者に伝えられるようにする仕組みを「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」と呼びます。人生会議とは、人生の最期に受けてたい介護や医療の希望を示しておくというだけの意味ではありません。人生の最期に至るまでの、自分らしい生き方について、一人ひとりが普段から意識し、日々の暮らしでの生きがいづくりなどにつなげていくことを目標とする理念です。

これまで人生会議という考え方の周知・啓発に努めるとともに、医療・介護関係者と協力して、生活や療養する場所が変わっても本人の希望に関する情報が途切れないような仕組みについて調査してきました。

今後も医療・介護双方のニーズを有する高齢者が増加していく中で、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、人生会議のさらなる周知・啓発に取り組んでいきます。

#### ◆高齢者や民間事業者の活躍

本市では、これまで高齢者が自分らしく暮らせるよう、積極的な社会参加促進や介護予防の取り組みを進めてきました。また、高齢者を支える人づくりとして、ボランティアなどの人材育成を進めてきました。今後も高齢者人口が増加していく中で、若い世代が高齢者を支える仕組みだけでなく、子どもや高齢者、民間事業者も含めそれぞれの人々が持てる能力を發揮し、高齢者支援の担い手となれるような仕組みが必要となります。特に、生活支援サービスやサービスの担い手などの社会資源の把握を行い、支援を必要としている人と、サービス提供者を繋げられるような仕組みづくりに取り組んでいきます。

また、高齢者が担い手となることで、社会参加に繋がり、自身の介護予防の取組となることに加え、生きがいのある生活にも繋がることを啓発していきます。

#### ◆家族介護者の支援

高齢者が抱える生活課題が複雑・多様化するだけでなく、家族形態も多様化しています。関係機関や庁内関係部局との連携により、認知症高齢者の家族や、ヤングケアラー、高齢の親と引きこもりの子が同居する8050問題、介護と育児同時に直面するダブルケア世帯のように、既存の枠組みによる解決が困難な課題についても必要な支援を包括的に確保していきます。

#### ◆介護予防の強化と自立支援の促進

今後、高齢者が増加する一方で、介護サービスや介護人材の不足が懸念されます。限られた専門職はより専門性の高い分野に集中し、それ以外のことは専門職でない人が担うような仕組みが必要となってきます。住民主体の通いの場や生活支援を充実させていくことで、専門職の支えを必要とする高齢者が増加しないよう介護予防を推進していきます。また、要支援状態からの自立を目指す自立支援を促進していきます。

あわせて、専門職や市民に対して、このような考え方の普及をすすめていきます。

#### ◆アフターコロナ

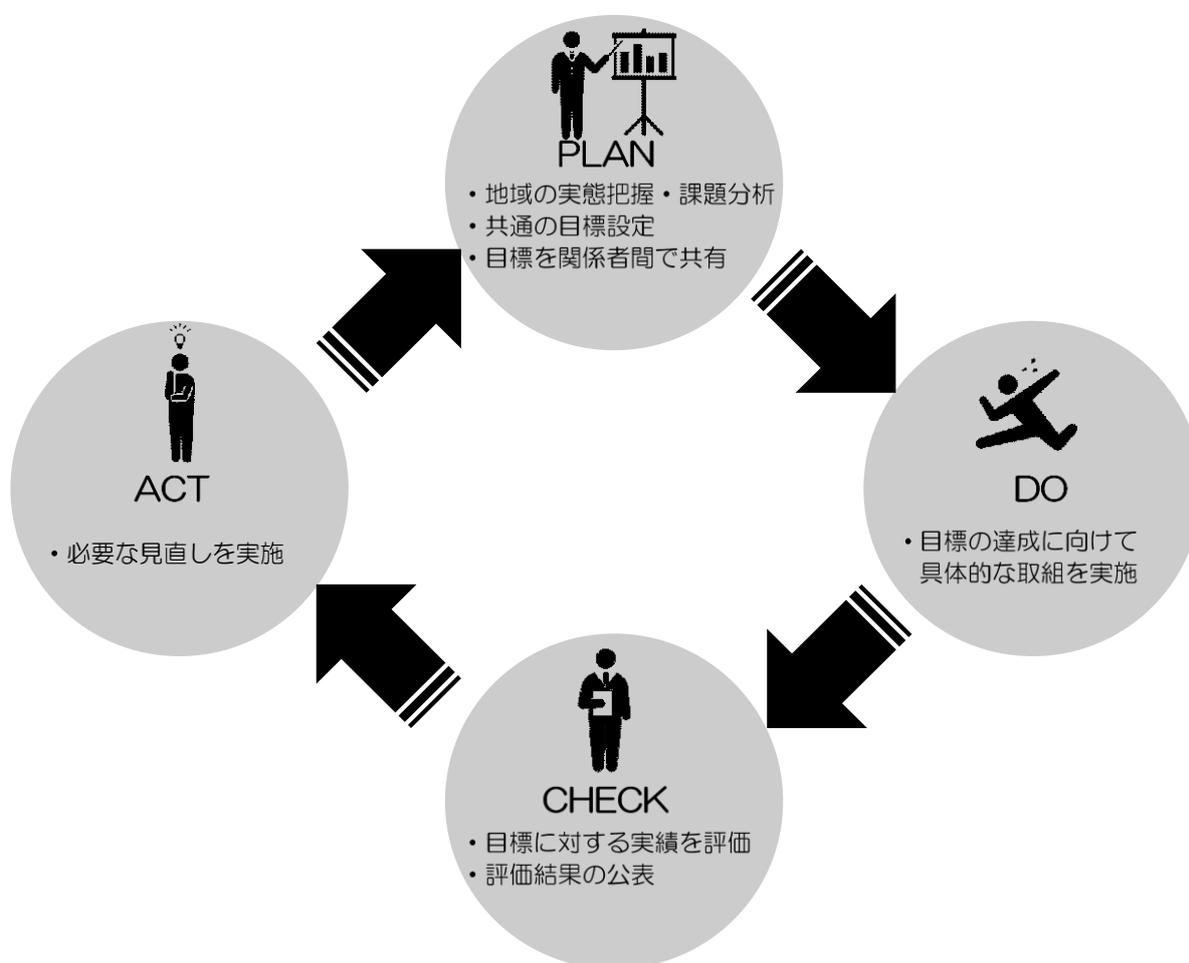
各地域での助け合い、支え合いの活動が感染症の流行により一時中断するところもあり、住民同士の繋がりも希薄化しました。今期の計画期間は地域活動の再開や再構築などの重要なタイミングになります。今後も高齢者の健康と地域活動などのバランスを図りながらさまざまな取り組みを進めます。

## 4. 計画の進め方

### (1) 本計画の推進

本計画に基づく施策を計画的に、かつ実効性を持って推進するため、毎年度各事業に関する事務事業評価シート<sup>の</sup>作成や<sup>介護保険運営協議会での取組状況報告により</sup>、取組の進捗状況を把握・評価し、必要に応じて事業内容等の見直しを行います。また、評価結果を公表することで、市民の意見も反映させながら、計画の着実な推進を図ります。

#### ■PDCAサイクル



## (2) 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活できるまちづくりを進めるためには、介護サービスの基盤整備や、健康づくり・介護予防などについて、地域特性に応じた、よりきめ細やかな取組が必要です。地域包括ケアシステムでは、概ね 30 分以内に必要なサービスが提供される圏域として、具体的には中学校区が単位として想定されています。

以前から本市では、12 ある中学校区（基幹的住区）を広域的なコミュニティ活動の単位としてさまざまなまちづくりを進めています。また、同じく市内に 12 ある公民館は、市民の生涯学習の機会を提供するとともに、地域活動、地域交流の場として活用されています。介護保険の生活支援体制整備事業においても、この「12」という単位を基本にささえあい協議会を設置し、さまざまな地域課題について協議し取組を進めています。

これらのことから、前計画に引き続き日常生活圏域を 12 ブロックで進めていきます。



※前期高齢者…65歳以上を高齢者とする場合、一般に65歳以上75歳未満の年齢層。

※後期高齢者…65歳以上を高齢者とする場合、75歳以上の年齢層。

# 第4章 施策の展開

## 計画の体系

5つの基本目標のもと、以下の体系で施策を展開していきます。

